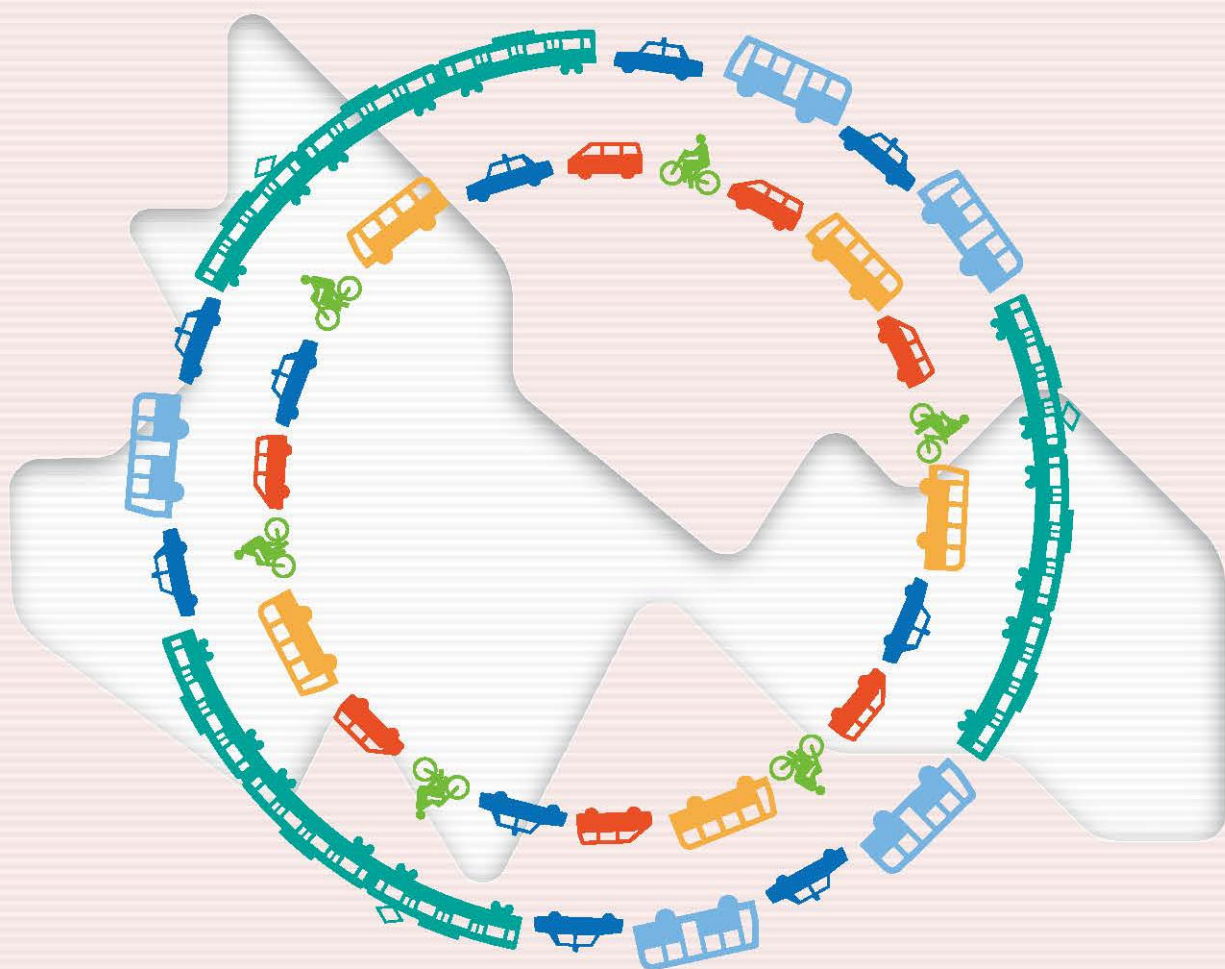


# 第2次 牛久市地域公共交通計画

概要版



令和8年3月  
牛久市

## 1. 第2次牛久市地域公共交通計画とは…

令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間として、公共交通機関の連携・役割分担の下、利便性が高く、持続可能な地域の旅客運送サービスの提供の確保を目的に策定する市の計画です。

## 2. 計画の位置づけ

### ①法律に基づく地域公共交通計画

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正法が令和2年11月に施行されました。これにより、原則として全ての地方公共団体において、地域交通に関する基本計画となる地域公共交通計画の策定が努力義務化されることとなりました。本計画は、法律に基づく地域公共交通計画として策定します。

### ②地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープラン

本計画は、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする「公共交通のマスタープラン」としての役割を果たすものです。

牛久市第4次総合計画や牛久市都市計画マスタープラン、牛久市デジタル田園都市構想総合戦略、牛久市立地適正化計画、その他の関連計画との整合を図り策定します。

### ③多様な主体が連携して取り組むための共有ビジョン

公共交通の充実を図るためには、行政機関だけではなく、市民、地域団体、交通事業者等、多様な主体が参加、連携して進める必要があります。

本計画は、それらの主体が同様の目標、方針の下で取り組むための共有ビジョンとして策定します。

## 3. 公共交通の現状

### (1) 路線バス・かっぱ号の利用ニーズ

市民の市内での移動手段として路線バス・かっぱ号が利用されています。

バス事業者は、燃料費高騰・物価上昇に伴う経費増額、運転士不足といった現状により、バスの減便や運行時間の短縮を行いました。その結果、平日夜や土日に移動手段が不足している地域があります。市民からは路線バス・かっぱ号の運行本数を増やすこと、自宅近くにバス停を設置すること、最終バスの時間を遅くすることの要望が出ています。

### (2) 運転できず移動手段に困っている人がいる

中学生・高校生や高齢者等の運転できない市民、移動に困ったときに自家用車で送迎してくれる家族等のいない市民、運転免許の返納を考えている市民がいます。高齢化率の増加に伴い今後も運転できない市民は増加することが想定されます。

運転できない市民等の移動手段として、タクシー、うしタク、公共ライドシェアが利用されています。しかし、タクシーは運賃が高い、駅前にタクシーがない、すぐに配車されないことが不便に感じられています。また、福祉有償運送やボランティア移送サービスも利用されています。

奥野地区では市外への移動需要が多く、移動手段が不足しています。また、奥野地区では移動手段に対する不満がある人が多く、奥野地区に公共交通が必要と考える人が多いです。

学生の移動手段について、公共交通の有無が高校進学先の選択に影響を与えていることがわかりました。

### (3) 市外への移動需要

市民は通勤等で市内だけでなく市外にも移動しています。鉄道や広域路線バスが利用されています。

### (4) 公共交通の利用環境

鉄道とバスの連携、待合環境の充実、バリアフリーの推進、新技術の導入、運賃支払方法の充実等が要望されています。

### (5) 公共交通の情報提供

市民の移動手段は自家用車が多く、路線バスの利用者は減少し、鉄道利用者もコロナ禍前の水準には回復していません。うしタク・公共ライドシェアでは利用方法がわからないという声があります。公共交通の利用促進のためにも、公共交通における情報提供が求められています。

## 4. 公共交通の課題

### (1) 市内での移動手段の維持・確保

通勤等に利用する住宅地と駅を結ぶ移動手段として、市街地内だけでなく郊外団地と市街地を結ぶ移動手段も含めて維持・確保する必要があります。

市内での移動手段として主に路線バスとこっぴ号が運行しておりますが、運行経費や人件費の増額、運転士不足により減便が生じており、利便性が低下しています。路線バスとこっぴ号の運行ルート重複を解消するなどの運用の改善、利便性の向上を図り、継続的に市内での移動手段を維持・確保する必要があります。

### (2) 中学生・高校生や高齢者等の運転できない人の移動手段の確保

中学生・高校生や高齢者等の運転できない人の移動手段を確保がすることが必要です。

タクシーの車両不足、運転士不足、人材確保の課題が生じており、うしタク、公共ライドシェア、タクシーのタクシー関連施策を見直し、利便性を向上していく必要があります。

福祉有償運送やボランティア移送サービスでも運転士不足の課題が生じており、交通事業者が連携し、住み分けを整理しながら移動手段を確保していく必要があります。

### (3) 市外への移動手段の維持・確保

市民は市内だけでなく市外にも移動しているため、鉄道と広域路線バスで市外への移動手段を維持・確保する必要があります。

### (4) 公共交通の利用環境の改善

鉄道とバスの連携、待合環境の充実、バリアフリーの推進、新技術の導入、運賃支払方法の充実等の要望に応え、公共交通の利用環境の改善を図る必要があります。

### (5) 公共交通に対する市民の意識の向上

公共交通を維持・確保し、サービス内容を充実・改善していくためには市民に利用いただくことが必要であり、公共交通の情報提供やモビリティ・マネジメントを推進し、利用促進に取り組み、市民の公共交通に対する意識の向上が重要となります。

## 5. 牛久市における公共交通の役割

### ○市民等の移動を支える社会生活基盤

交通事業者と行政、市民等が連携・協力をを行い、充実させることを目指します。

## 6. 公共交通全体のあるべき姿

### ○地域の協力・連携で維持・向上を図る公共交通

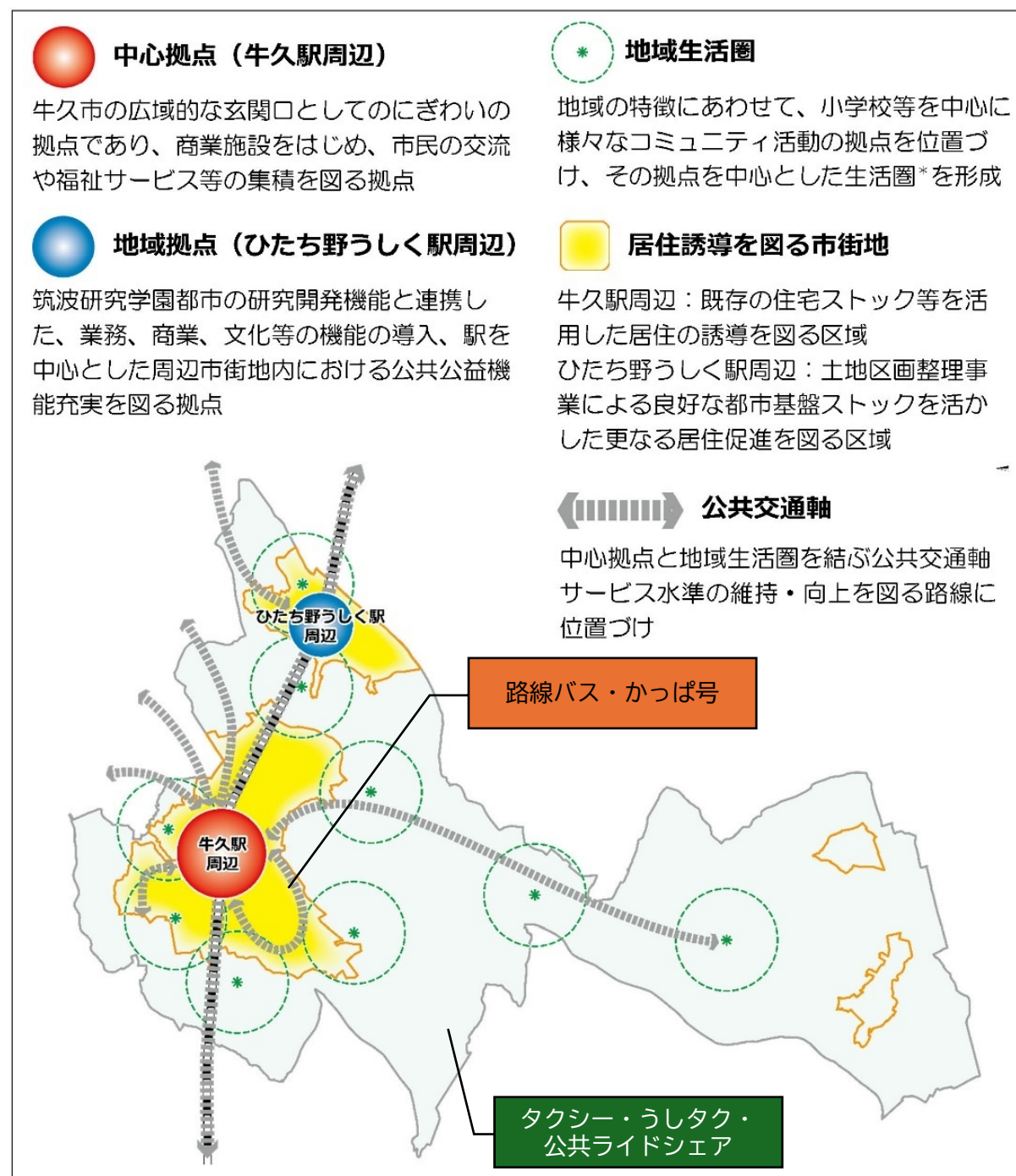
限られた輸送資源を効果的・効率的に活用し、交通事業者だけではなく、地域と協力・連携しながら公共交通の維持・向上を目指します。

#### <市民の移動手段>

利用者像	地域 バスが運行している地域 (公共交通軸)	バスが運行していない地域	特定施設
バスを利用可能な市民 (若年層や高齢者といった運転免許を持たない市民等)	路線バス かっぱ号		病院バス・ 企業バス・ スクールバス・ 施設送迎バス等
バスの利用が困難な市民 (身体的条件※や居住地域、運行条件等)	タクシー うしタク 公共ライドシェア		
運行条件等によりタクシー、うしタク・ 公共ライドシェアの利用が困難な市民	ボランティア移送サービス		
介護が必要な障がい者等の市民	福祉有償運送		

※バス停までの徒歩移動等が困難であり、介護認定などの理由により福祉有償運送の利用資格がない高齢者等を想定。

<将来都市構造の公共交通軸>



ボランティア  
移送サービス

病院バス・企業バス・  
スクールバス・施設送迎バス等

福祉有償運送

出典：牛久市立地適正化計画 ※一部加筆

## 7. 基本的な方針

あるべき姿を実現するための基本的な方針を設定します。

### (1) まちの拠点と地域生活圏の公共交通ネットワークの整備・改善

市内での移動手段を維持・確保するため、「牛久市都市計画マスタープラン」や「牛久市立地適正化計画」に基づき、まちの拠点と地域生活圏を結ぶ公共交通ネットワークを路線バスやかっぱ号で整備・改善します。

### (2) 交通弱者等の移動手段の確保

移動困難者を生み出すことのないよう、公共交通により自家用車や家族等の送迎が利用できない交通弱者等の移動手段の確保し、充実を図ります。

### (3) 広域的に移動しやすい公共交通ネットワークの維持

市外への移動手段を確保するため、鉄道や路線バス等により広域的に移動しやすい公共交通ネットワークを維持していきます。

### (4) 公共交通の利便性向上

限られた財源の中でも利用しやすい公共交通となるよう、ニーズを捉え、公共交通のサービス内容の充実・改善を図り、利便性を向上させていきます。

### (5) 地域全体で公共交通を支える機運の醸成

公共交通の維持・確保に向けて、公共交通の必要性についての市民の意識を向上させるため、地域全体で公共交通を支える機運を醸成します。

## 8. 公共交通施策

基本的な方針を実現するため、公共交通施策を実施します。

<b>【重点的に取り組む施策】</b> <b>①市内バス網の再編を含めた 路線バス・かっぱ号の運行</b>	・市内バス網の再編
<b>【重点的に取り組む施策】</b> <b>②タクシー関連施策の見直し</b>	・タクシー、うしタク、地域連携公共ライドシェアに関連する施策の見直し
<b>③奥野地区の移動手段確保</b>	・奥野地区の移動手段確保施策を検討
<b>④中学生・高校生の移動手段 確保</b>	・中学生・高校生の通学における移動手段の確保施策を検討 ・地域クラブ活動における移動手段の確保施策を検討

⑤関連機関との連携 (福祉有償運送、ボランティア移送サービスなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉有償運送実施事業者と情報共有し、連携</li> <li>・地域ごとに取り組むボランティア移送サービスに係る団体と連携</li> </ul>
⑥市外に接続する公共交通網の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送力の増強や利便性の向上を交通事業者に要望</li> <li>・交通事業者等と市が協力して利用促進策を実施</li> </ul>
⑦交通機関間の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道の時刻改正の際に乗り継ぎしやすいかっぱ号通勤ライナーのダイヤを検討し調整</li> <li>・Ma a S<sup>※1</sup>の取組の実施を検討</li> </ul>
⑧交通結節点の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス待ち環境の改善</li> <li>・バス停周辺に駐輪場を設置し、サイクルアンドライドに対応</li> </ul>
⑨公共交通機関のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひたち野うしく駅東口のバスロータリーのバリアフリー化</li> <li>・交通事業者のバリアフリー化に向けた取組を推進</li> </ul>
⑩進展する技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バスの位置情報・経路検索システム、かっぱ号のバスロケーションシステムの提供を継続</li> <li>・うしタクへのキャッシュレス決済の導入（交通系ICカード、QRコードや非接触型クレジット決済等）を検討</li> <li>・公共ライドシェアでAIオンデマンドシステムの使用を継続</li> <li>・パーソナルモビリティにて、イベント時に体験乗車を実施</li> <li>・安全性や利便性を高める技術、環境にやさしい技術等の導入を本市の実情に合わせて検討</li> </ul>
⑪運転士等の採用活動の協力実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と交通事業者が協力して運転士等の採用活動に取り組む</li> </ul>
⑫公共交通の情報発信・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通に関する情報の提供</li> <li>・イベントでの公共交通利用促進キャンペーンを実施</li> <li>・公共交通の意識の醸成に効果的な施策を随時実施</li> </ul>

※1 Ma a Sとは、Mobility as a Serviceの略で、例えば自宅から目的地まで移動する場合、いままでは複数の交通機関を個別に検索・予約・決済していたものを、スマホアプリひとつで円滑な移動を実現するための仕組みです。

## 9. 計画目標

公共交通施策の進捗・効果を説明するための計画目標と数値目標を設定します。

<基本的な方針と計画目標・数値目標>

公共交通施策 赤字：重点的に取り組む施策		計画目標	数値目標
<b>①市内バス網の再編を含めた 路線バス・かっぱ号の運行</b> <b>②タクシー関連施策の見直し</b> ③奥野地区の移動手段確保 ④中学生・高校生の移動手段確保 ⑤関連機関との連携 (福祉有償運送、ボランティア 移送サービスなど) ⑥市外に接続する公共交通網 の維持 ⑦交通機関間の連携 ⑧交通結節点の整備 ⑨公共交通機関のバリアフリ ー化 ⑩進展する技術の活用 ⑪運転士等の採用活動の協力 実施 ⑫公共交通の情報発信・利用促 進	施策①	[1] かっぱ号の利 用者数の増加	かっぱ号の利用者数 35.2 万人以上
	施策①	[2] 路線バスの利 用者数の維持	路線バスの利用者数 181 万人以上
	施策②	[3] タクシー関連 施策の利用者数の 増加	うしタクの利用者数 9,600 人/年以上 公共ライドシェアの利用者数 600 人/年以上
	施策①~⑫	[4] タクシー関連 施策の予約成約率 の向上	うしタクの予約成約率 90%以上 公共ライドシェアの予約成約 率 98%以上
		[5] 公共交通を必 要とする市民の公 共交通に対する満 足度の向上	公共交通を必要とする市民の 公共交通に対する満足度 50%以上

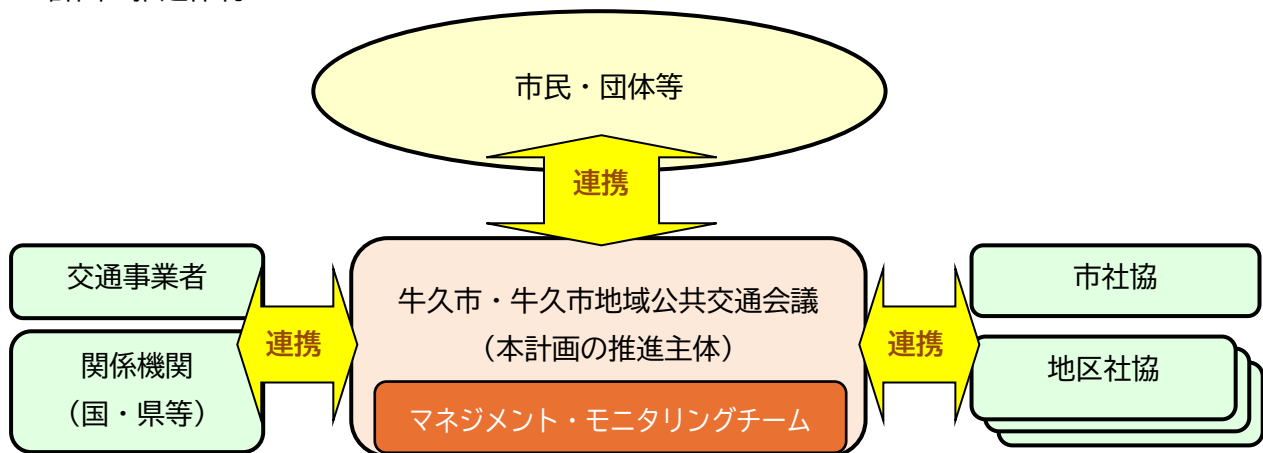
## 10. 推進体制

利用者である市民や運行事業者等の関係主体が、本計画を理解・共有し、推進していくことが重要です。そのため、本市及び牛久市地域公共交通会議が中心となって、本計画の周知と関係主体間の連携を進めます。

また、本計画に基づく公共交通施策は、まちづくりの一環として、市民、企業、交通事業者、本市及び牛久市地域公共交通会議等の関係主体が連携・協力して進めます。

さらに、国や県、関係機関との連携・協力を図りながら本計画を推進することとします。

<計画の推進体制>



## 11. 施策の実施状況や計画の達成状況の評価方法

マネジメント・モニタリングチームを立ち上げ、施策の実施状況や計画の達成状況について定期的に自己評価を実施します。

マネジメント・モニタリングチームで議論した内容は、牛久市地域公共交通会議において報告し、今後の取組方針等を議論します。

目標年次の令和11年度においては、牛久市地域公共交通会議にて計画目標（数値目標）の達成状況を評価・分析し、新たな取組の方向性を検討することで、本計画の更新を行います。

第2次牛久市地域公共交通計画概要版

令和8年3月

●発行：牛久市経営企画部政策企画課公共交通対策室

〒300-1292

茨城県牛久市中央3丁目15番地1

TEL (029) 873-2111 (代表) FAX (029) 873-7510